

第15回西和賀町議会定例会

令和3年9月17日（金）

午後 1時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理いたしました。

ここで町長より行政報告のための発言を求められております。この際、これを許します。

細井町長。

町長 こんにちは。私から、行政報告を2件申し上げます。

初めに、一般国道107号の復旧工事に向けた検討状況について報告します。現在通行止めとなっております一般国道107号の復旧工事に向けた検討状況について、本日岩手県から町に対して情報提供がありましたので、この場をお借りして町議会並びに町民の皆様には報告をさせていただきます。

県では、地滑りの詳しい状況を調べるため、本年5月17日からボーリング調査を開始し、8月28日に全てのボーリング調査が完了した後は対策工法や復旧工事の検討を行ってきたところでありましたが、今回の災害が大規模に及んでいることなどから、検討には時間を要していることとあります。

このような中で、来年春の雪解け時期に再び地滑りの動きが顕著になるおそれがあることから、地滑りを起こしている斜面の末端部分、つまりはダム湖内に盛土を施し、地滑りの動きを抑える応急工事を実施することになりました。

この盛土を行うためには約10万立方メートルという大量の盛土材料が必要であり、県からはこの材料の調達先などについて町に対しても協力を求められているところであります。

一方で、通行再開のための仮設道路の検討も進められており、1つは耳取地区から国道に仮橋を架けることによって、天ヶ瀬橋と仮橋を使って今回の災害箇所を迂回して通行を確保する第1案と、もう一つは先ほどの盛土をさらにかさ増しして地滑りに対する安全性を確保した上で現在の道路を通行する第2案が示されており、関係機関と調整を進めているところと聞いております。

県によりますと、どちらの方法にしてもダム湖内の大規模な工事となることから、現時点では通行が可能となる時期の見通しを示せないが、早期の交通確保が可能となるよう、引き続き検討を重ねていくとのこととあります。

町といたしましては、これまで同様に、まずは一日も早い通行再開を強く求めていきますし、トンネル化を含めた抜本的な対策についても期成同盟会に参加いただいている北上市、横手市の関係者の皆さんと力を合わせて、国と県に対し粘り強く訴えていくつもりでありますので、町民の皆様にはこれまでもご不便やご心配をおかけしておりますが、いましばらくお待ちいただくようお願い申し上げます。

次に、西和賀さわうち病院の医師体制について報告します。西和賀さわうち病院の医科医師につきましては、令和3年度は常勤医師3名と会計年度任用職員の医師1名の4人体制で診療を行っていたところでございますが、このたび

医師の異動がございますので、ご報告させていただきます。赤坂祐一郎医師でございますが、都合によりこの9月末をもって退職されることになりました。赤坂先生は、昨年10月から1年間という短い期間でしたが、さわうち病院に勤務いただきました。専門が腎・高血圧内科ということで、さわうち病院では内科医長として外来や入院診療、透析の管理などを行っていただき、高齢者が多い本町で大きな役割を果たしていただきました。今後は、岩手医科大学の腎・高血圧内科の医局に所属し、さらなる知識と技術の向上に励まれるとのことですので。これまでのご労苦に感謝するとともに、今後一層の活躍を期待するものでございます。

赤坂先生の退職により常勤医師は3名体制となりますが、現在後任の医師派遣について関係機関にお願いをしているところでございます。いち早く医師体制を拡充させ、地域医療の確保に努めてまいりたいと思っております。

私から、以上行政報告2件であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長　これで行政報告を終わります。

それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの認定議案については、決算審査特別委員会を設置し審議に当たっていただいたわけではありますが、決算審査特別委員会委員長の刈田敏君より審査終了の旨の届出があります。よって、委員長より審査についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、刈田敏君。

1番　決算審査特別委員会委員長報告。

令和3年9月8日に決算審査特別委員会に付託された事件についての審査結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

付託された事件は、認定第1号　令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号　令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号　令和2年度西和賀町後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号　令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号　令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号　令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号　令和2年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号　令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号　令和2年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上9件であります。

審査結果につきましては、認定第1号から第9号まで全ての案件を原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、審査結果についてご報告申し上げましたが、決算審査特別委員会における審査の経過についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり、地方公共団体における決算とは、一会計年度における歳入歳出を管理し、当該年度の出納完結後、予算と実績とを対比して作成されるものであり、その決算の認定は地方自治法に規定された議会の権限の中でも極めて重要な議決事項の一つとして定められております。

また、決算は本町の重要な経営成績の表れでもあることから、議会が議決した予算が適切に執行されているかを確認し、その財政効果が本来の行政目的に適合しているか、住民の負担とその使途が適切かつ効率的に行われているかなどに重点を置き、主要事業の成果の確認と併せて関係課長等の説明を求めながら、慎重に審査をしたところであります。

決算の審査に当たっては、監査委員からも各会計にわたって意見が述べられていることから、詳細については省略しますが、審査の過程について委員長としての所感も併せて述べさせていただきます。

総務課への質疑の中では、避難所運営マニユ

アル改定に当たり、その改定内容についての質疑がありました。町の避難所運営マニュアルは平成19年度に策定したもので、近年の災害発生の状況や新型コロナウイルス感染症対策などに対応し、適正な避難所を運営するためにマニュアルを改正したもの。主な改正内容は、役場職員による避難所の設置や運営の仕方についてまとめたものであり、避難者の協力を得ながら、一緒に運営していくためのマニュアルに改正したもの。避難所運営マニュアルの内容、避難所における感染予防対策、物品の使い方等については、出前講座等において地域に説明して周知していきたいと考えているとの答弁がありました。

ふるさと振興課への質疑の中では、ふるさとを遠くで見守る応援事業について、町の出身者に対し、地域産品を送付するに当たり、発送されなかった方々への不公平感についてはどのように考えるかという質問がありました。1回目の送付先は、平成28年度からスタートしたふるさと交流事業において、旧小学校区ごとに地域で作った地域情報紙を送付している出身者の方々1,699人に、さらに全戸配布で情報提供を求めて2回目200人に、3回目は210人と、合計2,109人に送付した。今後は、より情報を行き渡らせるような工夫を考えていきたいとの答弁がありました。

企画課への質疑の中では、将来にわたり持続可能な公共交通システムの導入を目指し、公共交通の在り方をどのように検討していくかとの質問がありました。公共交通については、町全体を通しての在り方を検討していく必要があるものと考えている。昨年9月、今年3月に県交通の撤退といったことから、なかなか次の段階に進めないでいたが、この10月から町民バスも山伏線も含めた運行がスタートし、また湯川線についても実証運行が終わり、本格運行に入る予定としている。そうしたことから、公共交通の運行については、この10月以降スピード

感を持って公共交通の全体の在り方を検討していくとの答弁がありました。

観光商工課への質問の中では、おもてなし環境整備事業についての質問がありました。本町を訪れる観光客の増加を図るため、観光客の受入れ環境を整備する事業としてキャッシュレス環境の整備を進めるに当たり、6事業所に対し電子決済機整備と、決済手数料に対し経費補助を行ったもの。当町ではなかなか進んでいない状況にあるが、こうしたキャッシュレス環境整備についてはコロナ感染症予防対策にもなり、利便性向上により選ばれる観光地となるためにも、今後も商工会と協力しながら町内の事業所の方々に引き続き周知し、キャッシュレス決済の導入を進めていくとの答弁がありました。

林業振興課への質問の中では、有害鳥獣被害対策について、熊の被害が多い中、令和2年度捕獲実績26頭は十分だと考えているのかとの質問がありました。特にツキノワグマについては、人身危害が及ぶと想定される場合の駆除であり、特例枠として市町村裁量で駆除できる頭数が割り当てられている。捕獲枠を広げるよう要望していく必要を感じている。また、農作物、畜産への被害に対する対応については、人身被害に及ぶかどうかを判断し、わなをかけた、追い払うための電気柵や爆音機の設置について助成を行うのは林業振興課、農業や畜産に関して被害の補償は農業共済となっているが、縦割りではなく、関係者が一体となった対策が必要であるとする。行政だけで有害鳥獣被害を防げるものではなく、農家の方、それ以外の地域住民が一体となって対応していく必要があり、それぞれに話し合いながらできることを積み上げていく必要があると考えているとの答弁がありました。

農業振興課への質問の中では、6次産業推進事業に当たり、産業間連携の事業にしわが食材マルシェについての事業経費と今後の見通しについての質問がありました。にしわが食材マ

ルシェは、町内で生産された農産物等を町内で流通、消費する仕組みを促進することを目的とする事業で、事業経費は主に職員の集荷作業に係る時間外勤務手当と、運搬用のコンテナやはかり等の購入経費となっている。令和3年度も継続して事業実施しているが、将来的には農家、地域が自ら運営できる仕組みづくりが課題であると認識しているとの答弁がありました。

町民課への質問の中では、防犯対策における防犯灯新設工事についての質問がありました。防犯灯の新設条件等に関するルールについては、これまで明確な基準がなく、地域からの要望を受けた場合、その都度担当課で夜間現場調査等を行い、必要性を協議し、対応してきていたが、令和3年3月に設置条件、優先順位等を明確に定めた西和賀町防犯灯設置基準を策定したとの答弁がありました。

西和賀さわうち病院への質疑の中では、地域包括ケア病床の導入についての質問がありました。令和2年度に地域包括ケア病床を26床届出したことで収支改善が図られた。令和3年度は、さらに増床して33床で稼働させており、月ごとの入院収益は前年度対比にして増額傾向にあることから、このまま推移すれば令和3年度は令和2年度決算より増額を見込めるとの答弁がありました。

学務課への質疑では、西和賀高校存続対策事業における広報紙発行による情報提供についての質問がありました。例年は数回発行していましたが、今回は1回発行で、部数を増やして北上市内の全中学校にも配布することにし、事業展開を図ったもの。通常であれば行政区配布として町内の家庭に配布していたが、北上管内の家庭にも配布して学校の魅力を発信したもので、その効果としては体験入学者への参加者が通常は60人程度だったものが100人ぐらいまで増えたことは、北上市内の生徒の西和賀高校への認識、評価は上がってきているものと感じているとの答弁がありました。

生涯学習課への質疑では、成人式記念式典開催についての今後の考え方について質問がありました。今年度8月15日に開催予定であったが、コロナ感染症が急激に拡大したことにより延期となった。今年度開催に当たっては、PCR検査等コロナ対策を考え、開催することとしていた。今後地元の成人者代表の方々と検討し、開催時期等を協議していく。事務局としては、令和2年度分については、可能であれば冬の開催とし、令和3年度については今年度中か来年度まで検討していきたい旨の答弁がありました。

建設課への質疑では、民間委託除雪延長についての質問がありました。民間委託については、昨年10月に西和賀建設会と1回話し合いを持った。これは、町直営の除雪作業員の確保が難しいとの予測から、一部路線について民間委託を検討したものでしたが、結果民間委託には及ばなかった。また、除雪作業員の確保に向け、西和賀町除雪作業員表彰規程を創設し、3名の表彰を行った。今後も引き続き民間委託を含め、将来を見据えた将来的な除雪業務の在り方について検討していきたいとの答弁がありました。

最終日の総括質疑においては、新庁舎建設に向けての基金の積立てに対して質問がありました。現在基金を創設するというので、その設置条例の検討を進めており、いずれ基金の設置条例を定め、基金積立てをする流れでいく予定としていることの答弁がありました。以上、決算審査において主な質疑について報告しました。

最後に、決算審査特別委員長としての所感を述べさせていただきます。平成30年度に第2次西和賀町農業農村振興プランを策定し、農業振興策として、新たに町の重点施策である6次産業の振興に対する事業を進めているが、産業間連携組織設置計画策定事業にあっては道半ばとはいえ、今後の進め方について不安要素が多く、現状の把握と改善点についてさらに検討していただきたい。

監査委員からの指摘もあるように、第三セク

ターの経営健全化については、町の財政に大きな影響を与えないような抜本的な改革を含む検討がさらに必要と考えます。若者単身者用住宅建設事業において、広く町民から意見を集約し、若者定住促進につなげることで進めているが、当初の目的に徹して、今後利用者や町の財政に負担のかからない運営となるよう、特に望みます。

長期にわたり各会計の決算審査をしていただいた監査委員のご苦勞に敬意を申し上げますとともに、町当局におかれましては決算審査特別委員会の各委員、そして監査委員からの意見について真摯に受け止められ、今後とも住民福祉の向上に資するよう、そして無駄のない行政運営に努められますことを特に要望し、決算審査特別委員長のご報告といたします。

以上です。

議長 委員長は委員長席にお座りください。

決算審査特別委員会委員長のご報告が終わりました。

議長を除く議員11人で審査をしたわけですが、この際質疑がありましたらこれを許します。

なお、質疑は決算審査の経過と結果に対する疑義に限られますので、念のため申し添えます。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ認定議案ごとに行います。

日程第1、認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告のあった方は2名であります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高橋宏君より通告がありましたので、討論を許します。

8番 私は、令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算に反対の立場で討論いたします。

合併特例債減少の中でスタートした令和2年度、町では中期財政計画をスタートし、町民懇談会を開き、町民に説明してきました。町民は、財政の厳しさを理解しております。しかし、そんな中でも多額の費用をかけ維持管理されている施設もあります。一方で、修理、修繕をお願いしてもお金がないという理由でそのままの状態で使用されている施設もあります。この違いは何でしょう。それぞれの施設には設置目的があり、維持管理することにより町民にどのようなメリットがあるか、その明確な説明なしに維持することは町民の理解を得られません。十分な修理、修繕をしていただける施設を利用する町民と、財政が厳しいから修繕できない施設を利用する町民に疑心暗鬼が生まれております。このことこそが町民に一体感を生まない原因になっているのではないのでしょうか。

合併自治体である西和賀町には多くの施設、いわゆる箱物があります。これらの施設の存在意義を再確認せず、予算編成に向かうことに強い危機感を感じ、令和2年度一般会計歳入歳出決算には反対いたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柳沢安雄君より通告がありましたので、討論を許します。

3番 議席ナンバー3番、柳沢安雄でございます。議長さんのお許しをいただきましたので、私は令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、決算特別委員会委員長審査報告と同じく認定に賛成の立場から討論させていただきますと思います。

コロナ禍における消費の低迷や景気の悪化が全国的に深刻さを増しております。本町においても、地域経済、産業の衰退によって多大な影響が生じております。それに伴う町税収入の大幅な減少が見込まれるなど、本町を取り巻く経済財政環境はこれまで以上に厳しさを増しております。このような厳しい状況の中でも、本町においては令和2年度の決算も町長の下、職員

が一体となって英知を絞りながら健全な行政運営が図られたものと評価したいと思います。

令和2年度の一般会計の歳入総額は83億1,728万円、歳出総額は79億6,631万円となっております。前年度との比較では、歳入10億9,917万円、歳出では10億1,529万円といずれも増加をしております。決算収支では、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億5,096万円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源は、3,956万円を差し引いた実質収支は2億2,751万円の黒字となっております。歳入から歳出を差し引き、令和3年度に繰り越すべき額を除いた実質収支は2億6,763万円の黒字となっております。令和2年度も予算の執行は、所期の目的に沿って執行されているものと私は思います。

財政指標については、町の財政状況は厳しさを増してきておりますが、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも国の示す基準からすると健全な財政の範囲で推移していると思います。持続可能な町政運営を確かなものにするためにも、今後も歳入と歳出のバランスが取れました財政構造の堅持に努めていただきたいと思います。

今後についても、少子高齢化の進展などによる社会保障関連経費の増加等に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大と国道107号の一部区間が斜面崩落の危険性から、5月から全面通行止めとなっております。本町の経済や住民生活に甚大なる影響を及ぼしております。コロナ感染症対策も加わり、行政を取り巻く環境は一層厳しく、複雑な状況が続くものと予想されますが、引き続き町長の力強いリーダーシップの下、職員が一丸となって第2次総合計画及び第3次西和賀町行政改革大綱の推進による成果に期待しながら、決算認定に賛成するものであります。

今後も少子高齢化と人口減少に対応した施策に加え、町民が夢や希望を持って暮らせるまちづくりを目指し、さらなる行政運営の効率化と

行政サービスの充実に努力されますよう切にお願い申し上げながら、私の賛成討論とさせていただきます。

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。
(なしの声)

議長 これで討論を終わります。
これから表決に入ります。

認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第2、認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。
(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。
(なしの声)

議長 これで討論を終わります。
これから表決に入ります。

認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本決算については認定すること

に決定しました。

続いて、日程第3、認定第3号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第3号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第4、認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第5、認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第5号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第6、認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第6号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきと

するものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第7、認定第7号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第7号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第8、認定第8号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第8号 令和2年度町立西和賀さわうち

病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第9、認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第9号 令和2年度西和賀町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第11号 西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号

西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることについて提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措

置法が制定されました。同法の制定に伴い、新たに西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることとし、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私から説明申し上げます。

過疎地域については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてきましたが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな過疎法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。

同法の制定に伴い、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、町では新たに令和3年度から7年度までの5か年を計画期間とする西和賀町過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

なお、計画の策定に当たっては、あらかじめ県との協議をしなければならないことになっており、8月12日付で県から同意する旨通知をいただいております。

計画策定に当たっての基本的な考え方ですが、町の総合計画がまちづくりの基本であり、平成29年度に策定した第2次西和賀町総合計画前期基本計画及び本年3月に策定した第2期西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略など各種計画を考慮しております。

それでは、計画の目次を御覧いただきたいと思います。1の基本的な事項は、西和賀町の概況や現状、持続的発展の基本方針などを記載しております。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からは、12の各分野における現況と課題、そ

の対策、事業計画をそれぞれ記載しています。

今回の計画から記載事項として新たに追加された項目は、1、基本的な事項のうち(5)、地域の持続的発展のための基本目標、(6)、計画の達成状況の評価に関する事項と3、産業の振興のうち(4)、産業振興促進事項の3項目となっています。この様式や項目は、国から記載例として示されているものに準拠する形で策定してございます。

それぞれの分野についての詳細な説明は省略させていただきますが、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の分野については4事業、産業の振興の分野については24事業、地域における情報化の分野については3事業、交通施設の整備、交通手段の確保の分野については20事業、生活環境の整備の分野については10事業、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の分野については6事業、医療の確保の分野については6事業、教育の振興の分野については15事業、集落の整備の分野については4事業、地域文化の振興等の分野については1事業、再生可能エネルギーの利用促進の分野については1事業を掲載しております。計画全体では94事業、概算事業費は84億7,619万6,000円となります。巻末に参考資料として、令和3年度から7年度までの事業計画を添付しております。

計画にある事業計画の具体的な内容となりますが、あくまでも現段階での試算であり、実際の事業実施に当たっては個々の事業ごとに検討をすることになります。また、本計画は令和7年度までの計画でありますが、町の総合計画や各種個別計画等の見直し、社会情勢の変化及び新たな行政需要が生じた場合など必要に応じて計画を見直ししていくものでございます。

以上で西和賀町過疎地域持続的発展計画の概要説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 西和賀町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時まで休憩いたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第11、議案第12号 西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和2年12月11日に議決をいただきました西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事について変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

1、工事名、西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字大野地内。

3、請負者、盛岡市上堂2丁目4番15号、株式会社高光建設、代表取締役社長、佐藤万寿美。

4、変更の内容、請負金額を2億8,545万円から2億9,818万3,600円に、1,273万3,600円の増額を行うものです。変更の内容は、基礎工事において作業の安全面を考慮し、足場設置を増やしたこと、また衛生面を考慮して建物正面部分の軒天の鉄骨を覆う仕上げに変更したこと、そしてHACCP基準における作業上の衛生管理面の向上のため、エアシャワーを設置する費用などを増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 給食センターの変更増、約1,200万の増の契約ということではありますが、今町長から変更理由等の説明があったわけですが、もう少しこの内訳といいますか、積算根拠についての説明をいただきたいことと、現在の給食センターの進捗状況についても併せてお知らせいただければと思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、お答えいたします。

変更部分について、まず説明をさせていただきます。1つ目は、建築工事の基礎工事においてしっかりとした、支持層まで想定より深さがありましたので、作業の安全性を考慮して足場設置を増やしたことによります。1,017平米分追加ということになっています。

そして、2つ目です。正面部分の軒天ですが、当初設計では目立つ部分ではありませんでしたので、H鋼、むき出しの形を想定しておりました。ただ、現場等の打合せにおいて、やっぱり鳥の営巣というか、鳥の巣がかかたりするおそれもあるということで、まず給食施設でありま

すので、衛生面を考慮して、その鉄骨を覆う形の仕上げにしたいということで変更するという内容になります。その部分が434平米分追加ということで、そここのところを覆った上で、あと塗装するということになります。

あと3つ目です。学校給食衛生基準上では、現時点では設置の義務づけはないのですが、HACCP基準による衛生面、作業上の衛生面の向上を図るためにエアシャワー1基追加ということを変更するものです。現時点ではその義務づけはありませんけれども、将来的な総合化に向けてもありますので、エアシャワー1基、将来的に設置が必要と判断したところです。

汚染区域、まず食材を運んできて洗浄する部分が汚染区域、中で調理する部分が非汚染区域となるわけなのですけれども、その移動する際、やっぱり衛生面で、全部着替えたりはするのですけれども、エアシャワーで全部、ほこりとかそういった部分を取るということで、やはりエアシャワー設置が必要だということで、1基追加させていただきたいということになります。あとは、建物の高さが11メートル超える部分で、安全上防護ネットをつけたりとか、そういう細かな作業等がありますけれども、それらを入れた分で今回の変更分ということになります。

あと、進捗状況につきましてですけれども、建築工事です。8月末時点で73.6%、9月末見込みでは建築は90.3%を見込んでいます。そして、電気工事ですが、8月末は7.0%、9月末の見込みでは30%、機械設備ですけれども、8月末時点では58%、9月末見通しでは76%ということを予定しております。建築工事につきましては、まず9月末までに屋根工事、外壁工事が終了予定ということを見込んでおりますし、あと電気、機械設備については、主に今外部工事を実施中ということになります。今後内部の配線とか配管とか、そういった工事に入っていくという予定です。現時点では、予定どおり11月末の完成というスケジュールで運んでおります

し、その後冬休み、春休み等を利用して調理トレーニングを行いまして、令和4年4月スタートの予定で進んでいるというところです。厨房備品、事務備品、消耗品については、間もなく発注できる状況でありますので、年内にはそろえることができると見込んでいるところです。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 工事のほうは順調に進んでいるということのご答弁でしたが、変更内容の内訳については、軒天あるいはエアシャワー等については理解をしますが、基礎の部分の支持地盤が設計よりも深くなったというようなご答弁がありました。設計するのに当たってはボーリング調査、あるいはあそこは造成工事をした場所です。ある程度そういったところで設計図書は作られたというふうに感じますが、実際は設計図書よりも深かったということだったのだなと、その辺は当初の設計ではやはり分からなかったことだったのかなということの確認と、支持地盤まで深くなったということで、その安全施工のために足場の面積が増えたということの説明ですが、その支持地盤が増えたことによって足場以外の基礎に関わる場所での変更増はなかったのか、その点についてお願いします。

議長 学務課長。

学務課長 お答えさせていただきます。

確かにボーリング調査してからということで、ただ点数というか、ボーリング実施した点数は多いわけではなくて、実際その作業をしてみるところで、1.5メートル超えるところであれば作業上安全確保を図るために、まず足場設置をするということになっておりまして、最大で、一番深いところで3メートルほどあったと聞いております。ですので、まず作業の安全面を考慮すると足場設置は必要だったと判断したところです。

今回深くなった部分で、基礎部分の材料費ですけれども、若干は入っていますけれども、大

大きく変動する数量ではなかったと認識しております。

議長 淀川豊君。

10番 これは設計段階で、実際そのボーリング箇所が少ないとか、やっぱりそういうことが原因であったと考えているのか、その辺について。

議長 学務課長。

学務課長 やはり現地で工事をしてみて、ボーリングの点数、確かに少なかったというのはあると思います。ただ、設計をつくる段階では、その確認を進めて大丈夫だと判断したのですが、実際やってみてというところだったと思いますので、申し訳ありません、やむを得なかったとこちらのほうでは判断しているところです。

議長 淀川豊君。

10番 今後も建物のそういった同じような案件の発注行為があるというふうに思いますし、こういった経験を生かして、設計上である程度先に予算確保という部分もあるかと思いますが、ボーリング等も少し増やすとか、そういったことは今後生かしていただきたいと思いますが、その点についてはどうですか。

議長 学務課長。

学務課長 私もこういった大規模な建築工事というのは、まずあまり経験ないところですし、この経験を基に今後の建築工事に関しては心して当たっていきたいと思っております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 ただいま同僚議員からも質問があつて、それぞれ当局が答弁されておりましたけれども、私は基本的にこういう何千万円という変更が出るというのは、極めてよろしくないというふうに思います。

1つは、設計料、かなり莫大な金額を払って設計してもらっているわけですから、基本的にこういうことというのは突発的な事故、予測不可能な、不可抗力的な事象が生じたときに初めて起こり得るものであって、本来専門家を頼ん

で設計して、競争入札して、これだけの金額で契約しているわけですから、やっているところにどうのこうのともっともらしいことを言って1,000万円の金額と、これには競争原理は全然働かないのでしょうか。度々あるのです、契約した後の追加、今までずっと見ると。また次の案件もあるようですが。そうすると、最初になぜ莫大な高い金を払って設計して、競争入札をして契約して、繰り返しになりますけれども、突発的な、不可抗力的な事象が起きて、やむを得ず追加するならともかくとして、安全面なんか最初から安全面を確保してやっているわけですし、HACCPとかいってもっともらしいことを言うのだけれども、今普通のちょっとしたことにおいてもHACCP関係は、衛生管理はごく当たり前にやらなければいけないことであつて、今もっともらしくHACCPがどうの、給食センターが衛生管理、エアシャワーなんでもっともらしいことを言うようだけれども、こういうのというのは本来通用するものではないと思うのですが、基本的な考え方からして改めてお伺いしたいのですが、どうですか。

議長 学務課長。

学務課長 議員さんおっしゃるとおり、突発的な部分での対応が本当のところだということのお話です。私、決して突発ではない、突発というか、今回変更に当たって当初見込めない部分であったというところの部分で変更をお願いしているというところで、実際問題というか、実際この建築工事に当たって様々現地の方々とか設計業者さん等の打合せをさせていただいた上で、やっぱり必要な部分是对処しなければならないというところの判断で今回変更契約をさせていただきたいということですので、その部分はお理解いただければと思います。

議長 深澤重勝君。

7番 繰り返しになりますけれども、今言ったように協議すれば、こういうことをお願いすることになるのでしょうかけれども、繰り返

しになりますが、本当に高い、専門家を頼んで設計してもらって、もっともらしいことを言っているけれども、何千万円という金額です。そしてまた、今言ったように一千二百七十何万円というのは、いわゆる競争原理が全然働かなくて、それぞれ協議したということになるのでしょうけれども、なぜこういうことを今、もともと競争入札するかということの基本原則からしても、こういう大きな金額を、それぞれもっともらしく理屈をつけて変更する、追加するというのは極めて安易だというふうに思います。これは、今までずっとかねがね思ってきたことなので、この件に限らず。いろんな面で契約変更して追加金額を、結構な金額を出すものですから、今までもっともらしいことを言うから、「はい、はい」と聞いてきたのですけれども、ちょっとあまりにも安易過ぎるのではないかなということを強く感ずるものですから、いま一度確認の意味も含めて、今言ったようなことについて明確な答えをお願いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 今回やむを得ず変更契約に至ったというところが担当課としての判断ですけれども、今のご指摘等も踏まえまして、まず今後に生かしていければと思っておる次第です。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第12号 西和賀町総合給食センター（仮称）建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第12、議案第13号 若者単身用定住促進住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号

若者単身用定住促進住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和3年8月6日に議決をいただきました若者単身用定住促進住宅建築工事について、変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

1、工事名、若者単身用定住促進住宅建築工事。

2、工事場所、西和賀町湯本地内。

3、請負者、岩手県盛岡市下太田下川原100番1号、樋下建設株式会社、代表取締役、樋下光。

4、変更の内容、請負金額を1億615万円から1億3,695万1,100円に、3,080万1,100円の増額を行うものです。変更の内容は、木材価格の高騰などにより、当初予算の範囲内では実施することができなかった附帯工事分の費用を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今回補正予算等でも議論した部分の変更

増の契約についてということだと思いますが、現在の住宅の建設の状況と、今その前の議案でも基礎部分の支持地盤等が設計当初より深かったということの、それに絡む変更等の上程がありました。掘削等はしているかなというふうに思いますが、そういったことは若者住宅で起きていないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

現在建物本体の工事のほうは、8月6日の臨時議会で議決をいただきまして、まず今は着々と準備段階ということで、9月下旬頃から本格的に工事に入っていくことになっている状況となっております。ですので、今掘削の状況によってというような問題は、まだ今のところそういうのは出ておりません。

以上です。

議長　深澤重勝君。

7番　基本的には先ほどの案件と似たような感じになるわけですが、特にこの案件については先般も申し上げました。ふるさと振興課長が反省します、おわび申し上げますということがあったのですけれども、入札に関わる問題は、住宅の担当はふるさと振興課長であるかもしれませんが、工事の指名や入札、それらについての整理はふるさと振興課長ではないというふうに私は思うのですが、1つはその辺りの確認。

それから、この案件については、先般申し上げましたけれども、当初まさに1年前の設計図で入札をして、そしていわゆる不調に終わって、その大事な段階で地元業者に配慮しましたということがあったようですけれども、結果的に1年も前の設計図で入札をして、当然価格が合うわけがない、当たり前の話ですが、それらに基づいて入札をして不調に終わったということで新たに設計し直したわけですから、そのときは既にウッドショックというのは当然言わ

れてきたわけでありますから、今日こういうのがあると思わないで、前にもらった資料を持ってこなかったのが、具体的な日にちまでは分かりませんが、不調に終わってから、これが入札にかかるまで恐らく40日ぐらいだったと記憶していますが、その間に3,000万円も木材が上がるような状況だったのかどうかということと極めて疑問に思うわけで、もしもそうだとすれば、ただ単に木材価格が高騰しまして3,000万円追加しますということではなくて、明確に取引価格のそういう判断材料をやっぱり資料として出すべきだと思うのです。5万円、3万円の金額ではありません、1か月、2か月の間に。以前からウッドショックと分かっている入札不調になったという流れを踏まえた上で、こういうことというのはあまりにも安易だと思うのですが、いかがですか。

議長　総務課長。

総務課長　ただいまの質問に関して、私のほうから入札関係等の担当はどこかというふうな部分について回答いたします。

まず、業者登録、あと業者の指名委員会、あと入札関係については総務課のほうで担当しております。

以上です。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えいたします。

まず、当初入札、5月24日に実施いたしましたけれども、その際の設計というものが今年の5月18日だったと思いますが、その際に完成されたもので、まず1年ぐらいの経過をしてしまっていたものだとということでございまして、本来であれば入札前に改めて積算ができていなければいけなかったということは本当に反省をしているところでございます。

いずれ今回は、当初の今年の設計段階の単価のもので入札を行ったということで、今回のコロナ禍におけるウッドショックというところでの資材高騰については、当初の設計単価

と比較してかなり大きな額となってしまったというものでございました。そのようなことから、まず不足した金額を9月に認めていただき、今回の変更というふうになったものでございます。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 最初から私の言っているのは、ふるさと振興課長が反省しておりますでなくて、これは所管する、入札に関わる案件についてはやっぱり総務課長が、今ふるさと振興課長が反省しています、おわび申し上げますという言葉を使うのは逆だと思のです。総務課長に謝れと私から言うつもりはないのですが、実際問題としてその辺りは当然心しなければいけないというようには思いますし、先ほど私が申し上げたように突発的など言いながら、急激な値上がりとは言うのだけれども、ウッドショックの木材の値上がり等の問題、コロナだって始まったのは今急に始まったわけではないし、去年から始まっているわけでありますから、そういう状況からすれば、この案件の設計する段階にそれぐらいのことは当然予測の範囲内に入っていなければならないであろうというように思うのです、専門家からすれば。1年も前に設計した分で入札して、それからさっき言ったように多分40日ぐらいです、この設計したの、入札にかかるまで。そして入札して、またさらに3,000万円も値上がりしたなんていう案件を求めるというのは、あまりにも無責任というか。ですから、言ったように、もしこれだけのものだとすれば、実際に木材の取引価格を証明するようなものを我々に提示してほしいということです。ただ単に木材が上がっておりますからお認めくださいといっても、5万円、3万円のお金ではないのです。

それともう一つ、確認、今言ったことと、答弁するの、あまりこんがらがった聞き方をすると答弁もあれなのですが、1つは確認ですが、1年前の過ぎたことですけれども、普通一般的

な商いの取引で見積りを取ってもらう場合は、この見積りは大体有効期間3か月、3か月というようなことなのです。こういう設計は1年前も、俗に言うこういうもの、賞味期限というのはないのですか、いわゆるこの設計の。去年の5月に設計したものを丸1年過ぎてから入札にかけるようなことというのは、そういう規定違反というか、そういうことの定めはないのですか。我々素人ですからちょっと分からないのですけれども、ごく常識的な範囲内で思うのですが、専門的なそういうことはないのですか。普通は、物の売り買いの見積額を取ってもらう場合、この見積りは3か月とか、大概長くても6か月ぐらいということで、それを過ぎればその見積りは有効ではありませんよというようなことがあるのですけれども、こういう設計というのは1年過ぎてても2年過ぎててもいつでも使ってくださいというのは使えるものですか。その分は、ひとつ過ぎたことですけれども、確認であります。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、入札の関係の部分でお答えしたいと思います。

先ほどご質問ありましたとおり、実際に入札する際に設計図書の確認について、ふるさと振興課長のほうからもありましたとおり、設計書の内容について十分確認しなかったことについては、その分について私のほうでもそういうふうな確認不足であったという部分については、まずおわび申し上げたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず最初に、当初5月24日の1回目の入札の際に使用した設計書というのは、先ほども説明いたしましたけれども、昨年5月18日に完成されたものを使って入札を行ってしまいましたということで、その後に入札の最低価格の部分の金額の差額がございまして、改めてこれは積算のし直しをしなければならないというようなことで行った結果、今回のような

金額の増になってしまったということでございます。まず、その点につきましては、昨年度の単価と今年度の単価ということで、やっぱりコロナ禍における資材等の高騰という部分は影響したものであるということで理解しております。

また、以前というか、前回でもないですけども、議会全員協議会のほうにも資料として提出させていただきましたけれども、当初の設計額と今回改めて設計をしました単価の比較表というものを提出させていただきましたので、内容についてはそちらのほうを御覧いただきながらと思いますけれども、いずれそういう価格差が生じているということでもございました。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 聞き方の下手な部分もあるいはあるかもしれないかもしれませんが、私が申し上げたのは、今ここに及んで、今言ったように3,000万円も追加になるわけですから、そしてさっきも言ったようにこの3,000万円については、いわゆる競争入札した競争原理は働かない金額で3,000万円という金額ですから、これは競争入札の基本原則に背くものだと思うのです。ですから、我々の判断材料となるような木材取引の、実際具体的にこれだけ上がっているのだというものを、納得するような資料も提示してほしいということをお先ほど申し上げました。

そして、1回目の部分の反省しておりますということを本当に思ってやったとすれば、その単価の動きというものをもっともっと設計の段階で吟味すべきだったはずですし、ましてや今入札してから何か月もしないうちに3,000万円も追加になりますというような提案すること自体、極めて不謹慎だと私は思うのです。ですから、最初の反省していますということの反省の部分がこの設計する段階で生かされていないということを私は強く思うのです。総務課長、首ひねっていて、俺の言うことおかしいと思って今聞いているのでしょけれども、そういうも

のではないと思うのです。ただ単にウッドショックで木材が上がりますとあって、設計期間を設けて、入札から何か月もしないうちにまた3,000万円も追加しますというような、そういう安易な取組でいいのかなということをお私は強く疑問に思うのです。

ですから、くどいようですけども、それ相応のやっぱり根拠になるような数字を、具体的な取引されているようなものを我々にも提示してほしいということをお言っているのですが、これはどうですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほども話をしておりましたとおり、昨年、令和2年5月の設計の単価と、あとそこから今回の令和3年5月24日の入札の際に用いた設計の単価というのは、いずれ1年前のものを使ってしまったということで、それで改めて第2回目の入札でしたけれども、7月29日に向けて設計した設計書というものがございます。そことの差額が、まず言ってしまうと3,000万円ほど生じたということになるものでございます。

そしてあと、具体的な資料というか、単価の比較のようなものですけども、9月3日の全員協議会の際に一覧という形でお示しをさせていただきました。まず、その際に具体的に木材、どういう部分がどれくらい高騰したかというようなところはお示ししているところでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第13号 若者単身用定住促進住宅建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、請願・陳情第19号 旧貝沢小学校の跡地利用を推進するための請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告がありました。委員長より審査結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会副委員長、高橋宏君。

8番 委員長に代わり報告させていただきます。

それでは、産業建設常任委員会の審査結果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第19号 旧貝沢小学校の跡地利用を推進するための請願書の1件であります。

提出者は、西和賀町北部活性化推進委員会委員長、田中均氏、貝沢牧野組合組合長、児玉正彦氏、貝沢区長、藤原英夫氏、若畑区長、松本賢一氏、紹介議員は北村嗣雄議員の1名であります。

この請願について、9月9日の本会議終了後に沢内庁舎3階議員会議室において、委員全員により審査を行いました。

請願・陳情第19号 旧貝沢小学校の跡地利用を推進するための請願書の趣旨は、北川舟地域に潜在している資源を活用し、地域、町の活性化につなげるため、旧貝沢小学校の活用も含めた地域拠点の整備を求めるものであります。

審査において、現状進んでいない空き校舎活用の面で可能性を感じる、地域で委員会を組織し、チャレンジしていく姿勢は支援すべきと空

き校舎活用や地域活性化の推進について賛成とする意見が多数ではあったが、施設整備計画における具体性を確認するため、継続して審査すべきとの意見もあったところです。

採決の結果、委員会としての結論は、この請願の趣旨に賛同し、賛成多数で採択すべきとの結論に至りましたが、施設整備の要望でもあることから、整備に対する費用、運営体制の在り方、将来にわたる維持管理の考え方など、町、関係機関、そして地域住民と詳細に検討、協議し進めていく必要があるという意見を産業建設常任委員会として付け加えさせていただきます。

以上、請願・陳情第19号について、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員会からの報告が終わりました。副委員長は委員長席にお座りください。

委員会の報告に対しての質疑に入ります。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。副委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、表決に入ることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 これから表決を行います。

請願・陳情第19号 旧貝沢小学校の跡地利用を推進するための請願書、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

なお、本請願については、今定例会において採択されたことを地方自治法第125条の規定により町長に通知いたします。

続いて、日程第14、請願・陳情第20号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、

教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨の報告がありました。委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、刈田敏君。

1 番 総務教民常任委員会委員長報告。

それでは、総務教民常任委員会の審査結果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第20号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める請願の1件であります。

提出者は、岩手県教職員組合花北遠野支部支部長、高橋克典氏、岩手県教職員組合花北遠野支部和賀支会支会長、多田啓氏であります。紹介議員は、高橋輝彦議員の1名であります。

この請願について、9月10日の決算審査特別委員会終了後に沢内庁舎3階議員会議室において審査を行いました。

請願・陳情第20号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める請願の趣旨は、子供たちの豊かな学びの保障と教育環境を整えるため、関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査では、国際水準で見ても日本の教育予算は少ないと感じる、学級編制を30人以下にすることで子供たちに十分目が届き、教職員の労働環境も変わってくるなどの意見があり、採決の結果、この請願の趣旨に賛同し、賛成多数で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第20号について、総務教民常任委員会の委員長の報告を終わります。

議長 総務教民常任委員長の報告が終わりました。委員長は委員長席にお座りください。

委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、表決に入ることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 これから表決を行います。

請願・陳情第20号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める請願、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休 憩

午後 2時58分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第15、発議第1号 西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

意見書提案者として、高橋到君、北村嗣雄君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋到君。

5 番 それでは、発議案を説明させていただきます。

発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋到、賛成者、西和賀町議会議員、北村嗣雄であります。

西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由とその内容について説明いたします。提案理由は、デジタル社会形成基本法の制定に伴い、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が廃止となるため、所要の改正を行うものがあります。

次のページを御覧ください。デジタル社会形成基本法が施行されたことにより、同法附則第2条において高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が廃止、また同法附則第5条において情報通信技術の引用法令が改められました。以上により、条例第15条中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条」を「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条」に改めるものであります。

次に、附則であります。公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用させるものであります。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上、議員各位の賛同によりご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 西和賀町議会基本条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、発議第2号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書を議題とします。

意見書提案者として、高橋宏君、淀川豊君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋宏君。

8番 それでは、発議第2号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋宏、賛成者、西和賀町議会議員、淀川豊。

豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を

可能とする支援策が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月17日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣。

以上であります。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第2号 豪雪地帯対策特別措置法改正に関する意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実

を求める意見書を議題とします。

意見書提案者として、刈田敏君、深澤重勝君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

刈田敏君。

1番 発議第3号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、刈田敏、賛成者、西和賀町議会議員、深澤重勝。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、コロナ禍による厳しい財政状況に対し、地方税財源の充実を求める意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の

水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月17日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、発議第4号 コロナ禍による米の需給緩和・米価下落への対策を求める意見書を議題とします。

意見書提案者として、高橋和子君、北村嗣雄君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋和子君。

4番 私から発議第4号を提案させていただきます。

西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋和子、賛成者、西和賀町議会議員、北村嗣雄。

コロナ禍による米の需給緩和・米価下落への対策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

趣旨といたしまして、コロナ禍による米の需給緩和、米価下落への対策を求める意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものであります。

それでは、意見書を読み上げまして提案とさせていただきます。

コロナ禍による米の需給緩和・米価下落への対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光業や飲食店の営業自粛・停止により、米の外出需要が大きく縮小している。農林水産省が公表し

た6月末の民間在庫は、政府の予想を超えて219万トンに達し、米価下落の懸念が一層高まっている。既に出始めた早場米の価格(概算金)も、九州南部や高知県で800円から1,400円の下げ幅となり、価格の低下が鮮明となっている。

政府は米の過剰在庫の解決をもっぱら農家や生産者団体の自助努力に求め、昨年秋には6.7万ヘクタールという過去最大の減反拡大を打ち出した。しかし、その後も3度にわたる緊急事態宣言の発動、オリンピック強行による感染爆発などで米需要の減少は続いており、過剰在庫が大量に繰り越され、21年産米の暴落が現実味をおびている。

そんな中でも、国内需給を圧迫するミニマム・アクセス米は一切削減されることなく77万トンが全量輸入されている。脱脂粉乳・バターのように国内の需給状況に合わせて輸入量を調整できる制度とするべきである。

一方、学生をはじめ生活困窮者が増大し、連日、食料支援活動には長蛇の列ができています。政府の子ども食堂などへの支援は微々たるものであり、本当に困っている人々に届いていない。大規模に農産物を買上げ、学生や生活困窮者を支援するべきである。

いま農村では雪崩を打って離農が進んでいるが、米価暴落が起これば農村の衰退に一層拍車がかかる。里山の自然と景観は荒廃し、地域の文化が失われる。水源を涵養する機能を損ない、洪水や土砂崩れを誘発する。地域経済が疲弊し、都会の住民に余暇・癒しを提供する機能も弱まる。

全国知事会は6月、政府買い入れによる米の市場隔離を提言した。岩手県議会、富山県議会、長野県議会をはじめ、全国の地方自治体から国会に寄せられた米価下落対策を求める意見書は90件に上った。地域の基幹産業である農業を守るため、米価の安定に政府が責任を持つべきである。

よって、以下を要望します。

1 コロナ禍による過剰在庫を政府が買い取り、市場から隔離し、需給環境を改善すること。

2 過剰在庫状態にある米を、コロナ禍のもとで苦境に陥っている国民、学生や子ども食堂などに大規模に供給する仕組みを緊急に創設すること。

3 米の需給対策を農家や流通業者に押し付けるのではなく、国が需給調整と価格の安定に責任を果たし、絶対に暴落を防ぐ意思であることを早急にアナウンスすること。

4 ミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。

5 転作に伴う補助金は、主食用米にみあう単価にすること。水田活用の直接支払交付金、産地交付金などを大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月17日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、農林水産大臣。

以上でございます。ご審議の上、ご賛同いただけますようによろしくお願いいたします。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第4号 コロナ禍による米の需給緩和・米価下落への対策を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議案配付のため暫時休憩をいたします。

午後 3時23分 休 憩

午後 3時24分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

ここでお諮りいたします。高橋輝彦君、刈田敏君の両君から発議第5号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この発議1件を日程に追加し、追加日程第1、「義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める意見書」を議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第5号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める意見書を議題とします。

提案者として、高橋輝彦君、刈田敏君の両君から提出されております。

本案について趣旨説明を求めます。

高橋輝彦君。

6番 発議第5号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋輝彦、賛成者、西和賀町議会議員、刈田敏であります。

義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、義務教育費国庫負担堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める意見書を地方自治法第99条の規定により関係省庁に提出しようとするものであります。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

す。

義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める意見書。

現在、学校現場ではこれまでの教育課程に加えて、新型コロナウイルス感染症による学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が対応に追われ不断の努力を続けています。外国語教育やICT教育への対応や、貧困、いじめ、不登校、個別に支援が必要な児童への対応など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間、児童生徒一人ひとりの心の成長や諸課題に向き合う時間を十分に確保することが重要です。そのためには、加配措置ではない定数改善計画に基づく教職員の定数改善が不可欠です。

20年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が35人に引き下げられましたが、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な定数増にはなっていません。日本の1学級あたりの人数はOECD諸国に比べてまだまだ多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模をOECD諸国並みに引き下げる必要があります。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。地方交付税全体が削減される中、各自治体では厳しい財政状況にもかかわらず、独自予算で臨時・非常勤職員など加配措置を進め対応をしています。しかし、自治体の財政規模によって教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、すべての地域において必要な教職員を確保するための財源保障として、国の負担割合を2分の1に復元することは不可欠です。また、学校施設の老朽化や耐震不足への対応、通学路

の安全確保など、教育環境の整備に関する教育予算全体の拡充も求められています。

子どもたちのゆたかな学びの保障と教育環境を整えるため、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2 OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下の学級規模を目指し、さらに少人数学級を推進すること。

3 教育の社会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。

4 地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月17日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上であります。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようによろしく願います。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第5号 義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充、教職員定数改善及び30人以下学級の実現を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、日程第19、常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

本案について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、淀川豊君。

10番 所管事務調査報告書を読み上げ、調査報告とさせていただきます。

令和3年9月17日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。産業建設常任委員長、淀川豊。

委員会所管事務調査報告書。

本委員会所管事務調査について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査事件。町道大荒沢安久登沢線の状況調査。

2、調査の経過。令和3年6月9日招集第13回西和賀町議会定例会において、本常任委員会の所管事務調査の実施について6月11日に議決された。同年7月2日に総務教民常任委員会との連合審査会を開催、委員10人が出席し、上記事件について、担当課長等から説明を受け、現地調査及び聞き取り調査を実施した。

3、意見。令和3年5月1日から通行止めとなっている一般国道107号の代替路線としての可能性を確認するため当該路線を調査対象としたものである。

当該路線は、路線延長3,308.3メートル、秋田自動車道整備時に工事用道路として未供用区間

1,585.6メートルのうち約880メートルが整備されている。路線の大半において車両通行が不可能であり、工事用道路として使用していた区間についても通行可能区間が一部であること、また湯田ダム貯水期には水没する区間もあることから、代替路線としての活用、整備等については課題が多い。しかしながら、現在秋田自動車道の湯田インターチェンジから北上西インターチェンジまでを無料通行区間として対応していただいているが、利用することが難しい住民もいることから、将来的に代替路線の検討は必要なものとする。

一般国道107号の通行止めについては長期化が懸念されていることから、安心安全な住民生活の確保のため、関係機関等への早期復旧の働きかけになお一層努められたい。

以上で調査報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長より報告が終わりました。委員長は委員長席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。産業建設常任委員会委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長報告のとおり受理することに決定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第15回西和賀町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時38分 閉 会